

歯科補てつ物製作過程等の情報提供推進事業実施要綱

1. 目的

義歯などの歯科補てつ物等については、外部の歯科技工所に委託された場合、患者自身がどこの歯科技工所で、誰が製作したのか等の情報を把握することができない。

このため、患者に対して、歯科補てつ物等の製作過程等に関する情報（委託先、製作者、製作過程等）を積極的に提供し、国民にとって安心・安全な歯科補てつ物等の普及・推進を図ることを目的とする。

2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は、「歯科補てつ物製作過程等の情報提供推進事業実施団体公募要領」により選定された団体とする。

なお、事業の実施に当たっては、歯科関係団体の協力を得て実施することができるものとする。

3. 事業内容

- (1) 歯科補てつ物等の製作過程等に関する情報（委託先、製作者、製作過程等）の必要性及び歯科技工士に関する法令について、歯科医師及び歯科技工士を対象とした研修会を2地区以上で開催する。なお、受講者の宿泊費、食費、交通費等は受講者の負担とする。
- (2) 歯科補てつ物等の製作過程等に関する情報に関して効果的に周知できる媒体（ポスター、リーフレット、電子機器等）を検討・作成し、歯科医療機関に協力を得て配布（掲示）すること。
- (3) (2) で作成した歯科補てつ物の製作過程等に関する媒体について、歯科医療機関の協力を得て、患者に対してアンケート等を実施し、評価を行うこと。

4. 交付の条件

- (1) 事業の実績を合理的に後付け、又は検証することができるよう、重要な事項であるとして厚生労働省医政局歯科保健課（以下「歯科保健課」という。）が求める事項について、文書を作成しなければならない。
- (2) 事業の実施に伴い特許権、著作権等の知的財産権が生じるときは、当該知的財産権を放棄し、放棄した旨を歯科保健課に明示しなければならない。ただし、歯科保健課がこの条件を免除したときはこの限りではなく、また、歯科保健課が別の条件を課したときはそれによるものとする。
- (3) 事業の実施に当たっては、歯科保健課と逐次意見調整するなど、密接かつ協

調的な連絡体制のもと実施しなければならない。また、実施状況については、逐次、歯科保健課に報告しなければならない。

- (4) 関係省庁以外の者に、事業に関して知り得た秘密を歯科保健課の了解無しに漏らし、又は当該事業以外の目的に使用してはならない。当該事業を中止し、廃止し、若しくは完了し、又は当該事業を取り消された後といえども同様とする。
- (5) 前項は、事業の実施のために自らが雇用する者、請け負わせる者、委任する者又は寄託する者についても適用される。
- (6) 本事業に従事する者については、従事した時間を精査できるよう、他の事業と区別できる形式で、業務日誌を作成しなければならない。